

(第一類 第二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第三十九号

昭和二十二年十一月二十二日(土曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 高岡 忠弘君 理事 川橋聖治郎君

理事 酒井 俊雄君

理事 菊池 重作君

理事 松澤 兼人君

理事 大澤嘉平治君

理事 坂口 主税君

理事 中島 守利君

理事 出府政府委員

法制局長 井手 成三君

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

議員 林 百郎君 議員 宮崎 靖君

専門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

本日の日程は警察法案であります。

私から事務的の質問をいたします。

第十五條中におきまして、この規定によりまして、第十五條「國家地方警察本部に、國家公安委員會の定めるところにより、次長一人、部長五人以内及びその他所の所屬職員及び機關を置く」とありますが、これによりまして、職員中には警察官がないことになり、その中に警察官がいるように、こうした方がいいと思ひます。すなわち「部長五人以内並びに

警察官」と加へまして、この職員内におきまして警察官もいるようにしたいと思ひますが、政府の御意見を伺ひます。

○久山政府委員 この國家地方警察本部、並びに警察管區本部の職員の中に、もちろん警察官が居ることが望ましいのであります。むしろお尋ねのうちに、はつきりここで警察官及びその他所の職員と明瞭に書き改めておく方がその點はつきりいたしますので、さうようにいたされた方がはつきりして結構だと考えます。

○坂東委員長 次は第十七條、「警察管區本部に、國家公安委員會の定めるところにより、本部長その他所屬の職員及び機關を置く。その組織は、國家地方警察本部の例による。」とありますが、これも同様に警察官を入れ得るようになされた方がいいと思ひますが、政府はどうお考えになりますか。

○久山政府委員 ただいま申し上げましたように、同様明瞭にされた方が結構と考えます。

○坂東委員長 次は第二十二條であり、第二十二條、「委員は、都道府縣、特別區若しくは市町村の議會の議員又は有給吏員を兼ね、又は政黨その他の政治的團體の役員となることのできない。」これが第一項で、第二項は、「前項の外、委員の服務に關する事項は、國家公務員法第三章第七節の規定に準じ、都道府縣規則で、これを定める。」とありますが、その公安委員につきまして、嚴格にこの通りであ

りますならば、兼職を禁ずることによりまして、ほとんど人材を得られぬ點がありまゝから、それを緩和する意味におきまして、第二項の但書を入れたいと思ひますが、すなわち「但し、同法第三章及び第四章の規定する制限は、都道府縣知事において委員の職務に支障があると認められる場合の外、これを行わないものとし、又委員の勤務については都道府縣公安委員會でこれを定めるものとしなければならぬ。」という但書を入れてはどうかでありますか。

○久山政府委員 その點におきましては、御質疑のときに大體の考え方については私どもの考えておるところを申し上げたのであります。ただいまお話がありまして、現在の規定によりまして、公務員法の一般的な適用によりまして、所屬しております長の許可を得た場合に、初めて他の仕事と兼職できるということになつております。これを、むしろこの際、規定の上で明瞭に支障があると認めた場合は、自由な他の職業をもつておつても委員になれるというふうにした方が、眞に適材を得る上において適當であらうと思ひますので、お話のよう

な規定を置くことにつきましては、私も別に異存はありません。むしろさうしていただいた方がはつきりするために結構だと考えるのであります。

○坂東委員長 なお第四十條第一項に「市及び人口五千以上の市街の町村(以下市町村という。)は、その区域内に

おいて警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。」とありまして、次の第二項に、「前項に規定する市街地町村は、官報に告示した最近の國勢調査の人口に従ひ、政令を以てこれを告示する。」とありますが、この法文の建前は、昨年の四月の國勢調査といふ見地でありまして、けれども、昨年の四月の調査は正式の國勢調査ではありませんから、この「國勢調査」を削るということが適當と思ひますが、いかがでありますか。

○久山政府委員 その方が最近の實情に合うわけでありまして、ここに書いてあります國勢調査という意味も、實はさういふ意味のつもりで書いておつたのであります。今お話がありまして、昨年行つて官報に告示されたものは、いわゆる國勢調査ではないのであります。政府が必要があつて臨時に人口の調査をやつて、その結果を官報に告示をする。いわゆる國勢調査といふことでなくて、相當大規模に權威をもつて行われることがいろいろの必要からあるわけでありまして、やはりさういふ權威のある最近の人口統計に従つてということが一番實情に即するわけでありまして、さういふ意味でやつたのであります。が、國勢調査という字がはいつておりますために、さういふものが逆にはいつてこないということになりますので、この際「國勢調査」という字を削つて「官報に告示した最近の人口」とすることは結構だと思ひます。

○坂東委員長 次は第五十條に「警察職員の任免、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める」とありますが、しかしながら、それにつきましては、警察職員の實力あるいは資格といふことについては、何らかの基礎的の條件がなければならぬという關係から、その下に「但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを市町村警察の勤務につけることができない」といふ但書を置いてはどうかですか。

○久山政府委員 國家警察の場合警察官の任免につきましては、三十六條によつて、國家公務員法の規定に基いて都道府縣警察長がこれを任命いたしますのであります。ただし基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができないといふふうに、少くとも基礎的な訓練を経るということを経る官であることの要件として、明瞭に法に規定いたしておるのであります。従ひましてさういふ精神といふものは、自治體の警察官の場合においても、もちろん適用されるべきものと考えるのであります。市町村條例をもちまして、公務員法の精神に則りまして、自治體がそれを定めるのでありますけれども、三十六條と同様の意味におきまして、基礎的な訓練を経ないことだけは、少くとも警察官たることの最小限度の資格要件であるといふことを明瞭に書いておきますことは、毫も支障がないことではありますし、三十六條の規定の精神と

照し合せまして、その方がはつきりいたしますので、これも私どもとして別に異存はないのであります。

○坂東委員長 次は第五十一條であります、すなわち現在では特別區といふのは東京都の場合であります、特別區の存する區域においては、特別區が連合してとありますけれども、單に

連合してだけではその費用負擔等におきまして法律上曖昧の點がありますかか、それをつまり二十三區連合して組織する組合という關係から、「特別區が連合して」とありますのを、「特別區の組織する組合が」と改めたいかか、かでございいますか。

○久し政府委員 連合してということ
は、法律的に解釋いたしますと、今お話し
話がありましたように、特別區が組織
いたします組合という意味でありまし
て、法律的にはむしろお話のように連
合してというふうな言葉でなくて、特
別區が組織する組合というものがその
責任 もつというふうに訂正いたしま

すことが却つてはつきりして結構だと思ひます。

○坂東委員長 次は第五十二條でありますが、すでに二十三區が組合をつくり、そして費用も負擔するといふ以上、公安委員はその特別區の方から出るのが當然であるにかかわらず、第五

十二條には、「前條の特別區には、都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、都の議會の同意を経てこれを任命する」とありますけれども、すでに二十三の特別區が組合をつくりました以上は、その費用を

負擔するからには、特別區の方の議會において委員を出すことが當然だと思

います。従つて第五十二條を一前條の組合には、都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する一の特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、組合の議會の同意を経てこれを任命する」と改めたらいかですか。

○久山政府委員 五十一條の連合してということが、特別區が組織する組合

ということに明瞭になりましたことを
關連して、當然五十二條につきまし
ても、ただいまお話のようにはつきり
と、その特別區が組織します組合とい
うことは書替えまして、ただいまお話
のように、前條の組合に一つの特別區
公安委員會をおきまして、その委員は

都知事がその組合の議會の同意を経てこれを任命するということに當然書き改められることになると思います。

○坂東委員長 第五十五條に「都道府縣國家地方警察の警察官は、」をありますけれども、しかし都道府縣でなくとも、單に國家地方警察でもよいのじやないですか。

○久山政府委員 お話のように、國家地方警察本部なり、管區本部にも警察官たる職員が明瞭になることになり、する以上は、「都道府縣」という字句を削りまして、「國家地方警察の警察官は」ということで十分であり、またそれが事實に副うことでありますので、

これもそういふふうにはつきりと書き改めることが適當なことを思います。

○坂東委員長　なお五十五條の「市町村公安委員會から援助の要求があつた場合は當該市町村の區域において、援助の要求をした市町村公安委員會の運営管理の下に、その職權を行うことが

できる。」というのは、**國家地方警察**の方の援助を受けるといふ規定になつ

家地方警察の方でも、やはり市町村の方には援助を求めることがあります。そういう關係におきまして、そういう規定を設ける。すなわち國家地方警察の方から市町村警察の方に援助を求めるという字句を入れる方が適當であると思ひますが、いかがですか。

○久山政府委員　大體建前から申しまして、國家地方警察というものが、常に市町村の要求があつた場合に、その援助に出ていくということだけを考えたおつたのであります。そういふように國家地方警察というものが自治體の治安維持の後ろ楯となりまして、絶え

ずこれを要求されることによつて援助
することができるといふことでありま
すけれども、そうしてまたぞういうこ
とを建前としていきたいのでありまし
て、國家地方警察の方が、市町村の警
察の方から援助を受けるというふうな
ことは、できるだけすると申ししま
すか、ないことを建前としていくよう

も、ある特別の地域におきましては、むしろ自治體の警察の方が非常に強大でありまして、あるいはその方から逆に一時的に援助を求めなければならぬような事態が発生することも確かに考えられるのでありまして、そういう場

合にちやうどこれと反對のことを規定しておきますことは、あるいはそういつた場合に必要があらうかと考えまして、そういうふうに定めることにつきまして、別に私どももいたしましては反對をする理由はないのでありまして、適當なことを考えます。

○坂東委員長　なお一點お伺いいたしますが、第五條であります。つまり、

國家公安委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。」とあります。ところが、一番最後に「委員の任命に於いて、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。」すなわち拒否權の發動を別に規

なすきめた場合、憲法の議決ということになります。しかしこの場合の委員に對しましては、衆議院が議決した結果に對しましては、拒否がなくても當然です。拒否がなくても當然です。

これは違うのでありますが、もし違うならば別でありますが、違わなければこの條文はなくても當然拒否權が發動できると思ふのでありますが、その場合の御意見を承りたい。

○久山政府委員　憲法の第六十七條は、内閣總理大臣を國會が指名をいたす場合の規定でありまして、本條にあ

すまするうちに、内閣總理大臣が兩議院の同意を得て委員を任命するといふ場合と趣きが違つておると思うのである。憲法の六十七條は、國會議員の中から國會がみづから議決によつて内閣總理大臣を指名するという場合であるのに反しまして、公安委員の場

答へ、内閣総理大臣が兩院の同意を得て委員を任命するということでありまして、大分その内容が違うのであります。そういうわけでありますから、偶然この六十七條によりましてこの公安委員を任命いたす場合の同意につきましても、同じ精神がそのまま行われ

るかどうか。むしろ内容、精神が非常に違つておりますから、やはりその場

の例によつて衆議院の同意をもつて議院の同意をするという規定があり
せんと、そのまま當然にその精神が
の公安委員任命の場合の議院の同意
ついて行われるかどうか疑問であり
すので、ここにはつきりと、その場
の例によつて衆議院の同意をもつて
議院の同意とするということ、や

り書いておく必要があると考えたの
あります。
坂東委員長　そうしますと。憲法第
十七條の議決という中には、同意を
える場合にはいらぬという解釋で
りますか。
久山政府委員　議決という言葉の中

いりますか、はいりませんか、あるはこれは法制局あたりでさらに詳細な答辯をいただいた方が適宜であらう思うのでありますが、この六十七條國會が國會議員の中から國會の議決によつて總理大臣を指名するといふのあります、この場合は、前に申し

げましたように、内閣の方で委員た
べき人を選びまして、そして兩議
院の同意を得てこれを任命するとい
うのでありますので、大分法の精神が
あるように考えるのであります。そ
うわけで、その場合の例によつて衆
議院の議決によつて兩議院の同意とす

かようは書いたのでありまして、嚴格な法律的な解釋として、同意といふものが六十七條にありまする議決のうちに、はいるかはいらないかというふいふ點につきましては、ひよつ法制局あたりで詳細な意見を述べていただくことにしたいと思ひます。

坂東委員長　その點は、討論採決の前に御答辯願ひたいと思ひます。多分月

曜日になると思いますが、それまでに御回答を願いたいと思います。酒井俊雄君

○酒井委員 本日で大體質問も終了になると思いますが、最後に少しお尋ねをしたいと思ひます。それは先日、これに關してお尋ねをしたのがありますが、警察法別表の管區本部の場所についてであります。この前申しましたように、あらゆる條件から考へてみまして、名古屋に本部を一つ設けることは必要であると思ひます。その考へておる根據を申しますれば、大體名古屋に所、いろいろ裁判關係、檢察關係の東海、北陸方面における中心になつておりました。従つてこれを最も關係の深い警察管區がこれと一致をいたしませんと、警察廳あたりでは非常な取扱いに不便を來し、従つて逆の立場から警察方面としても、はなはだし不便を感じるのであります。一面現在愛知縣警察本部が關係方面の東海、北陸にわたる警察事務を擔當してゐます關係上、この東海、北陸地方につきましては、名古屋を中心にするということが必要であり、またこれを中心にしなければ、警察關係の事務をうまく取扱うのに不可能な状態でありまして、これを中心として進駐軍關係におきま警察事務も行われている現状であります。なおその警察の機能のうち、經濟關係といふものは今の社會状態におきましては、最も重要な部門であると思ひますが、その經濟關係におきましても愛知縣、特に名古屋というものは、東海、北陸地方のまた中心地であり、また地理的な中心地であつて、

經濟關係の内容の中心地であります。金融機關方面におきましても、ほとんど名古屋が重要銀行の所在地になつておりまして、近頃はこの名古屋における中央の金融機關の支配のもとに行われている状態でありまして、こういう經濟方面、あるいは金融方面のいろいろな出先官廳といふものがあります。これがすべて名古屋を中心として、その管轄が定められてゐる。そこで出先官廳のうち、名古屋地方經濟安守局、名古屋地方物價事務局、名古屋財務局、名古屋專賣局、名古屋地方商工局、東海海運局、配炭公團名古屋配炭區等は東海、北陸六縣を管轄しております。東海、北陸、愛知、岐阜、三河、富山、石川の五縣を管轄してあります。鐵道貿易公團名古屋支部、鐵道品貿易公團名古屋支部、食糧公團、日本雜貨公團、石油公團、肥料配給公團、産業復興公團、生活物資公團、石油配給公團、これらがすべて東海、北陸六縣を管轄してあります。なお日本銀行の名古屋支店は愛知、三河、岐阜の三縣を管轄してあります。價格調整公團、終戦連絡東海、北陸事務局、東海、北陸地方賠償協議事務局、それがまた東海、北陸六縣を管轄してあります。こういう經濟關係、金融關係から見ましてもその出先の官廳なり機關なりといふものが、やはり名古屋を中心として東海、北陸六縣を管轄してゐる。ここに單一の系統ある機能として運営されておるわけでありまして、従つて金融關係、特に經濟關係とは密接な關係をもちます。しかも大幅に關係をもちます警察の區域といふものは、その管區の本部をやはり東海、北

陸六縣を一つの區域といたしまして、名古屋にその本部をおくといふことは必要不可欠なものである。それでなければ、警察の方面と一般行政の方面とがくはくになりまして、警察運営はとうてい私利私欲を達することはできないだらうと思ひます。なお警察で最も重要に考へられるのは通信の關係だと思ひますが、やはり通信關係におきましても、愛知縣は東海、北陸六縣の一つのブロックの中樞として、從來から通信網が發達をしてまいつておりました。そのみならず、この名古屋を中心としたしまして、本省關係あるいは大阪方面に對する關係において有線電話、無線電話といふものが相當完備され利用されておたわけでありまして、ところどころ有線電話の關係におきましては、東海地方ブロックのセンターとして内務省、警視廳、大阪府に對する直通線及び當ブロック内各縣に對する直通線とを有してあります。しかも名古屋を中心としたしまして、静岡、神奈川、内務省へは府縣連絡線三面線をもつており、これに全部警察電話線がやはり三面線あるわけでありまして、また三河、滋賀、京都、大阪、こちらへ連絡するものが同様に三回線ございまして、それから警察電話はなおこの愛知縣を中心としたしまして岐阜縣、石川縣、富山縣、長野縣、東京、神奈川、静岡、松本といふにずつと一まわりまわつております。なお中央線の筋を経て多治見、中津川、長野といふふうにも通じております。岐阜から多治見へも通じておる。その他いろいろ通信網が有線電話として回通發達しておりまして、これらはまづた東海、北陸の中心地とし

て非常に警察設備、通信設備が備わつております。なおこの中心地となりますれば、この方面のいろいろな連絡はただちに今言ひましたように、大阪、東京の方面に對しまして直通した連絡が三回線にも及んでおるわけでありまして、なお愛知縣の警察部の調査によりますと、本年十月中のこれらの長距離有線電話の利用の状況は、一日平均發信が約三十一通話、著信が二十六通話、中繼したもののが十一通話、最大の日は一日に發信が五十九通話、著信が四十八通話、中繼が二十三通話、このように利用されております。なお無線電信については御承知の通り、東海といわれるような無線電信の設備が愛知縣にはございまして、これは本縣ブロック間にこの電信の送受が行われておるだけでなく、全國に跨つてこの無線電信といふものは非常に利用されております。十月中の通信量を見ますと、内務省に對して發信をいたしましたのが二百三十六、内務省から通信を受けたのが三百九十三、中繼したのが七百七、宮城に對して發信したものが二十七、宮城から通信を受けたものが三十八、中繼したものが二、北海道に對して發信六、受信八、中繼十三、静岡に對して發信二、受信十九、中繼が三百九十七、岐阜に對して發信九、受信五、中繼三百十五、三河縣發信十、受信九、中繼三百十五、石川縣發信十、受信十六、中繼三百、富山縣發信十二、受信九、中繼三百二十五、これは無線による十月中だけの取扱數量であります。このようにな電信網をもつておられますところを度外視をいたしまして、せつかくこうして實體が備わつておる場所を見ます

といふことは、警察運営の上に非常に不利なことでありまして、殊に改めてこの警察の通信機構を再編成するといふことは各部面において困難な點もあるだらうし、いろいろ莫大な費用などの必要も生じて來ると思ひます。なお最近愛知縣警察部においては電送寫真機を備へまして、内務省通信課、大阪府警察部に對して寫真電送を實施するといふ設備がもう近日中に整う手はずになつております。なお交通運輸の關係を少し申しましますと、省線は名古屋鐵道局がその管轄區内に東海、北陸六縣を掌握して、省線による名古屋より六縣所在地までの到著の時間は、おおよそ普通で四十六分ないし一時間三十分をもつて到着することができるのであります。時間的にも非常に連絡が都合がよいので、取扱貨物及び人員の流れも常に名古屋を中心として吞吐しております。十月中一日平均名古屋の乗降人員は約六萬人を算しております。全國鐵道局管内の取扱客の數において、名古屋鐵道局管内は第三位であります。東京、大阪に次ぐ輸送を見ております。これは省線でありまして、なお地方鐵道の側を見ますと、愛知縣下の地方鐵道としては名古屋鐵道株式會社、近畿日本鐵道株式會社がありまして、いずれも名古屋を起終點として四通八達して、兩會社の名古屋十日平均乗降客は二十萬人を算しております。なお愛知縣内には名古屋市電、豐橋市電、岡崎市電がありまして、名古屋市電は一日平均乗降の客が七十萬人、このほか市街バス、これが十二萬人、實に莫大な數を算しております。そうして前記の省線や地方鐵道との交流が激しく、交通の

要衝となつておるわけでありませう。なお今後名古屋高速道路建設というような案も出ております。これは實現は遠いと思ひますが、いずれにしても交通網の中心地であります。この事實は否定できないのであります。

なお陸上小運送関係の方を眺めてみますと、貨車自動車、乗用自動車、乗合自動車、陸上小運送、これは主として牛馬車でありませう、これらがますます増加の一途を現在たどりつつあるものであります。自動車においては一萬臺、牛馬車においては二萬臺を算しておられます。なお名古屋には名古屋港がございます。これは今後の貿易関係というふうな方面から考えてみましても、非常に重要な地位を占めるとともに、いろいろの物資の集散がここを門戸として行われ、特に東海、北陸にきつめて関係の深い重要な役割をここで果しております。物資の輸送路を申しますと、名古屋という消費地を控へまして、東海、北陸六縣内の生産物資、その交流、これはもう大部分名古屋へ集まるのであります。特に岐阜、三重、静岡の物資の名古屋へはいる数は夥しいものであります。これらの間を結ぶ鐵道、軌道、小運送等の取扱物資の交流が非常に多い、そこでこういうふうな輸送した交通量、あるいは物資の交易、これに對しまして交通取締というふうな方面から見ましても、常に名古屋を中心としてこの關係六縣が統一ある警察事務を行いつつまいりまして、將來もその必要があると私もは考へております。

いたします。いずれにいたしましても警察法を、單に法律さへつくればよいというふうな、投げやりな氣持なら別であります。ほんとうにこの警察法を活かし、そして民衆警察が活きて働くということを考へましたならば、いろいろのむづかしい事情はあろうと思ひますけれども、萬難を排しまして日本の治安の維持のために、生命財産の保護のために、最も適當であるという管區の分け方をし、管區本部の所在を定めなければならぬと思ひます。しかも窮迫した經濟に直面しております。日本の現状として、せつかくあるべきところの設備制度を、今さらこれを十分に利用せずに他へ移して、この中心を逃がすというふうなことは、國家經濟面から申しましても、これは非常に不利なことだと思ひます。どうかこの點につきましては、いかなる困難がありましようとも、私どもの考へていたしたならば、ほんとうに警察機能發揮のために、東海、北陸六縣を中心とした名古屋へ、警察管區の本部をせひひとつ設置したい。この私どもは考へます。名古屋を除外された理由が私どもにはどうしても呑み込めない。どうかこういふ點を、單にむずかしいからというのでなしに、ほんとうの氣持で、これに向つて勇往邁進するといふ御意があるかないか。そういう點を承りたいと思ひます。

○千賀委員 ちよつとこれに關連して、御答辯の前で結構ですから……私ども酒井委員とまつた同じ觀點からこの問題を眺めておるのでございませう。たゞいま酒井委員が詳細に、中部日本におきます名古屋市の實力の梗概、あるいは實情その他の諸點について

の梗概を述べられました。ことごとくこれは私も異論なく承認をいたしておる點でございませう。當然名古屋に地方警察の中心をもつていかなければ、その機能を發揮することは断じてできないと考へております。際に関きますると、名古屋市を入れることは、當然全國に八つの管區を置くこととなる前提となり、八つというところは昔の軍閥時代の師團の管區に以てくるから、これはその筋で忌避をせられることになるのだというふうな噂を聞いておるのであります。八つが悪ければ七つでもよろしいのであります。いづれにいたしましても、名古屋を除外することは、どうしても中部日本におきます中心をそらすことになりまして、警察機能の發揮がそれであるといふことは、まつたく思ひもよらないと同時に、折角ある、今まで永い間施設をされました。いづれな施設が、ことごとく烏有に、烏有というわけではありませぬけれども、まつたく開店休業になつてしまふわけでは、これは國民生活の上から申しましても一大悲しみであり、痛恨事であると思ひます。どういふ障害がありましても、これは断じて名古屋市にこの中心を置くといふことでなければ、私どもは警察機能のほんとうに完全な働きを期して、この法案を通して國民に呼びかけるという

ことは、何としてもできぬことである。私は、この點に關しまして政府の皆様が努力をしてみなければならぬといふことであるならば、われわれも協力をして、某方面も説得をいたすことに努力を惜しまないといふことを、ここに聲明するわけでございます。この法案をままして、努力が足りない、一番やさしい道をとつて、イージー・イージーというふうなことをやつたのじやないかという氣持が、何としても離れられないのであります。私はこの點に關しまして、趣旨におきましてはまつたく酒井委員と同様の觀點に立つて質問するのでございませうが、併せて御答辯を得たいと思ひます。

○坂東委員 ちよつと私は御兩君にお伺ひいたしますが、名古屋を中心にしてこしらへたいという希望の六縣をばつきりこの際言つていただきたいと思ひます。

○酒井委員 これは今までの關係からみますると、愛知縣、岐阜縣、静岡縣、三河縣、石川縣、富山縣、こういう關係は大體の通信網からいへば、な連絡はつけられておたのであります。しかしこころではあえてこれのみを固執するわけではありませぬ。かりに静岡縣は東京の方が便利がよいといふことになれば、福井縣などがむしろ地理上からみましても、交通の關係からみましても、大阪の方へはいるよりは、こちらへ來た方が便利がよいと私どもは考へております。この點多少これが異動をみましても差支えないのであります。が、せつかくこの網の目のように張られた交通網、運輸機關、經濟流通、あらゆるものが調和した一つのネットワークを鑒しては、結局警察機能というものは眞に發揮されず、惜りものになつてしまふと私どもは考へます。であえてこの縣を私は固執しようとは思ひませぬ。名古屋を中心として、現在實質上あらゆる經濟方面から必要だと見られる系統、その交流ある縣をともかくこゝへまとめることが必要だと考へております。

○久山政府委員 名古屋を中心といたします一つのブロックの必要につきまして詳細に御説明になつたのであります。おそろくお話をいたしましたように、現在名古屋というものが、東海、北陸のブロックの中心地として、いろいろ役所もあり、また經濟生活その他におきまして、事實中心になつております。ことはお話の通りであらうと思ひますのであります。ただ警察管區を置きまする場合に、通常の今までのわが國のブロックのわけ方からいいますと、八つというものが普通でありまして、今お話がありましたように、名古屋を中心とした東海と北陸のブロックを加へまして八つというものが普通のわけ方であり、またそこにそれの理由があるわけなのであります。私どもは、すなわち日本を管區にわけます場合に、わが國の實情から申しますれば、八つの管區にわけることが現状に最も適することである、またさういふふうにいへば、施設のあり、連絡が通じておるわけでありませうので、さういふことで話をいたしましたのであります。が、結局のところ六つといふことに數がきまつたのであります。六つといふことにきましますと、現在あります通常の八つの管區を二つ減さなければならぬのであります。さういふ場合に、ただいまお話がありましたように、東海地方及び北陸地方は、名古屋に集まつておると同時に、それは大阪を中心とした京阪神との間に密接なる關係がありまして、交通とか通信とかいふ點からいいたしましても、大體名古屋を中心といたします東海、北陸の縣の關係は、もちろん名古屋の方が

と四國を一括いたしましたしてこれを廣島に入れるということが、六つと限りまして管區をわけます場合には、どうしても結論がそういふふうになるのでありまして、その管區の數を殖やすことができないということでありまするならば、また別の考え方ができるのであります。六つというふうな數がきまります以上は、どうしても私どもといひましては、この法案の別表に書いてありますような管區のわけ方が最も適當である、かような結論を下さざるを得ないのでありまして、お話のうちに、たしかに名古屋が一つの中心ではありますけれども、六つという數から、萬やむを得ずこういう管區のわけ方になつてゐるのでありまして、こ

○酒井委員 管區の數を殖やせということをおは少しも申し上げません。六つものを七つにし、七つで悪かつたら八つにし、八つでいけなかつたら九つにしたらよいというのではありません。現在警察機能の發揮に非常にくうした方が都合がよいと知りながら、頭から六つときめてそれを一歩も出ないという考えは、私はどうも國民にとつて忠實な考えじゃないと思います。あくまでやる、あくまで了解してもらうという必死の力をこれに注ぐべきだと考えております。六つというところが、ほんとうに民主警察の運営に都合がよいという信念のもとに、あなたが、そういう答辭をせられるということなら、私どもは納得しますけれども、六つ

○小委員 簡単に申し上げます。附則第七條の恩給の通算の件であります。これは附則第七條に、國家警察から自治體警察に移行するときには、恩給が通算されるということが規定してあります。これと反對に、自治體警察から國家警察に移行する者に關しては、通算されるということが書いてない、通算されないのだというように承つておるのでありますが、これは土氣作興の上から非常に遺憾なことで、ぜひともこれは修正してもらいたい。やはり自治體警察から國家警察に移行する場合にも恩給は通算される、そういうことにしていくことがきつて必要だ、かように考えておるのであります。御承知の通り新制度の確立に際しまして、國家警察に残留する者と、自治體警察に移行する者との希望をとつてみますると、先日見學した千葉縣でも詳細な

○久山政府委員　お話のように、現在國家警察に職を奉じております警察官が、自治體の警察に轉換いたしましたて、その自治體の公務員になるという場合に恩給を通算するということは、これは當然考へねばならぬことであります、第七條には當分の間恩給法の規定を準用することにしたしておるのであります。しかしさらに、自治體の公務員になりました者が、再び國家警察の方に轉換をいたします場合に、さら

分の希望であつた國家警察の方に、かわつてまいらうというだけの途は、少くとも現在の警察官につきましましては開いておくことが、この際安んじて自治體の方に職を轉換していくということになる點を考えますと、確かにお話のように現在の警察官に關します限りは、少くも再びそれが國家警察の方にかかわつてくる途を開くとともに、その恩給の繼續につきましても、そういたような規定をおくことが、この際安心して

自治體の方に轉換をせしむる上に、效果が非常にあるということにつきましても、私どもも確かにお話の通りに考えるのであります。

○小基委員 へお答えによりまして、私どもの考えておりましたところ、政府の考えておるところと一致しておるのでございますから、ひとつ恩給法につきましてもよくお語りくださいまして、申請するように希望いたします次第であります。御承知の通り日本の警察を見ますときに、國實ともいへば平和的な、つばな民主警察人として、数十年にわたつて勤続しておる者を見ますときに、要はいつもその恩給法について一般世人が見ておるといふような點は通念であります。さうでありますがゆえに、ぜひともこの恩給法の通算は實行に移しますよう、成文化の御處置を希望いたしてやまない次第であります。

○坂東委員 川橋君、ありますか。

○川橋委員 昨日の委員會で石田君が、この新警察法によつて公共の秩序の維持、あるいは生命及び財産の保護、あるいは犯罪の豫防、鎮壓といったようなことが、はたしてさういう運営ができるかどうかということにつきましても、非常に危懼を懷くものであるといったようなお話がありまして、新警察法の今後の運営について非常に心配申し上げました。われわれもこれに對しては多少同感するものであります。しかしながらこの警察法は、その前文に書いてあります通りに、國民に屬する民主的權威の組織を確立する、すなわち民主政治の徹底、また國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に從ひ、また地方自治

の眞義を推進する觀點からといったような字句がありまして、いわゆる民主主義の徹底と、そつして地方分權の確立、こつういふことが大體眼目になつておるのであります。今日までの警察制度は、いわゆる中央集權の警察でありました關係において、あるいは政黨がこれを悪用する、あるいは軍閥がこれを利用する。今日わが國が敗戦のみにめな境涯におかれておるのも、あるいはこつういつた中央集權の警察の餘弊であると考えておるのであります。また地方におきましても、強力なるボクダを利用して警察官が、あるいは被疑者を拷問する、あるいは經濟警察の盛んにいふ／＼な仕事をやるといったようなことは、われ／＼の目にある問題であります。こつういふ點から見ますと、新警察法は確かに今後平和を愛好し、民主的の國家をつくるといったような方面に向つて、相當有効に働くものと考えておるのであります。

これだけならいいのであります。が、石田君はその際に、大體今の警察制度は、アメリカのある人が今の警察制度がいい警察制度であると言つたようなことを言われまして、進駐軍方面においてもさういつたような思想があり、またその一面新警察法のような制度が必要であるといったような、二つの意見が對立してあるかのごとき話でございました。私はなるべくこの警察法を實施することを念願いたしておりますが、しかしながらこの警察法にも相當缺陷がありまして、先ほど酒井君から申されましたように、管區の問題でも、われわれ最初から申しましたように八管區でいいという感じをもつておりました。その後ある方面に折衝されました

結果、さういつたことが用いられて、やはりさうしても六管區でいかなければならぬという理想からいたしまして、こつういふような法案ができたわけでありまして、しかし一面さういつたように、進駐軍の方面に現行の警察法がいのだといつたようなことが、はたしてありとすれば、なおその方面に折衝の餘地があるとは私は考えるのであります。できれば酒井君のような希望も、この警察法によつて實現したいといつたような考えをもつておられます。また、今後當局並びにわれ／＼も、さういふ方面に十分の折衝をいたしまして、われ／＼の念願する理想をこの警察法によつて實現したいといつたような考えをもつておるのであります。この點につきましても警保局長にお聴きたいのは、協力して、さうしてさういつた方面について、われ／＼の理想實現のためになお交渉の餘地ありや否やといふことを伺いたしたのであります。もつとも今まで再々申しましたように、いふ／＼折衝の結果これが最後の至上であるといったようなことで修正の餘地がないならば、これはまたはつきりおつしやつてもいいだらうと思ひます。ただ御答辯の中には、あるいは修正が可能のようであり、あるいはまた、あるときにはそれはできないのだといったような言葉を弄されます關係上におきまして、われ／＼は相當極端な修正もしたいのであります。これに對しては局長の意圖を尊重して、幾分手加減をしておるような状態でありまから、私はその點をはつきりされることはいいだらうと思ひまして、局長のさういつたことに對する最後の決意をお聴きしたのであります。

○久山政府委員 先ほど委員長からいろいろ字句の點、あるいはその字句が表現せられております内容と字句と合つていない點、その他字句が落ちておつて手を入れた方が意圖するところが明瞭になるといふような點につきまして、いろいろ御質疑がありまして、私どももまつたくさういふふうに書きかえた方がはつきりいたすといふようなことについてお答えをいたしましたのであります。さういふ點につきまして、ただいまお話を申し上げましたよりなこと以外の點、もちろん字句等のより明瞭にするための訂正等につきましては問題はなと思つたのであります。が、全體から通じますさういふ制度の立て方なり、こつういふ考え方、しかもそれが具體的にさういふふうな數の上にはつきりと現われてまいつております事項につきましては、われ／＼といたしましては、これ以上修正などといふことにつきまして交渉をいたす餘地は全然ないやうに考えておるのであります。

○川橋委員 それでいいのです。はつきりと今申されました。名古屋に管區を置くの問題も大體了解できるのです。ただ今申します通りに、修正できるよりもあるし、できないよりなお答であるために、まだ問題が残るのであります。はつきり申されましたから、これ以上われ／＼は修正の餘地はないと斷念いたしました。これ以上申し上げることを差控えます。

○井手政府委員 私が列席いたしておきません時に御質問がございました。そこで保留いたしておりました點につきまして、私からこの席においてお答えをいたしたいと考えております。

御質問は、國家公安委員會の委員と國會法の三十九條との關係のようでございます。私どもは、國家公安委員會の委員は三十九條の一項の方に適用されまして、二項の方でないといふうちに解釋しております。實は官吏といふ言葉が使つてございまして、先般成立いたしました國家公務員法では、官吏といふ言葉を使わないで、今後國家公務員といふ大きな言葉でまづつております。従つて他の法令中の官吏と書いてある言葉につきまして、いろいろ疑義が出ますので、本格的に施行になります來年の七月までは、他の法令の適用の疑義を避けるために、いろいろ法制的な措置をお願いしなければならぬと考えておる次第でございます。この三十九條もその意味におきまして、これはおそろく國會の方で御提案いただいた國會の方の發議になつたものでありますから、そちらの方で御研究をいただくことにならうと思ひますが、もしも疑義がございしますれば、この問題も國家公務員法との關係において、さらに御研究を願うことが望ましいやうな感じがいたします。

さて官吏という言葉がこの國家公安委員會にないのだから、むしろ委員という言葉の方にいくのではないかとさういふ意味の御質問もあつたやうであります。大體三十九條の一項と二項はその本質から見まして、一項の方は行政の本格的の職員を大體考えておりますし、二項の方は、何と申しますか、本格的でないやうな意味のものを考へておるやうに私どもも考へております。その委員の言葉があるだけで一項か二項かといふことにならな

うに考えております。たとえば先日成立いたしました人事委員の人事委員も、委員という言葉を使っており、正しく天皇の詔令を受けることになつておりまして、憲法上天皇が詔令をなさるのことは官吏でございますから、委員という言葉がござりまするも、實質は三十九條の一項であることが明らかなことであると思ひます。従つて言葉から見て、その實體がどうであるかということから御判定を願ひたいと思ひます。國家公安委員の委員は、この六條あたりにも第三章七節の規定を適用してゐる。他の職務につくことは一應禁じてゐる。それから給與でございますが、これも第九條に檢察總長の俸給に準ずる報酬を受ける。すなはち國家公安委員の委員になることを本務としてゐる。他に本務を前提としていないというようなことから、これは三十九條の一項にあてはまるものだと私は考へておる次第でございます。

○坂東委員長 お話いたしました。ただいま林百郎君から委員外として發言の議がござりますが、これを許すことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 御異議ないものと認めます。林百郎君。

○林百郎君 それでは、皆さんの御迷惑になると思ひますから、簡潔に四點ほどお伺ひしたいと思ひます。

第一類第二号

治安及び地方制度委員会議録 第三十九号 昭和二十二年十一月二十二日

た、單に内閣總理大臣あるいは地方長官が、國會あるいは都道府縣會議員の承諾を得ることに止めて、直接公選にしない理由。すなわち憲法十五條の、國民が公務員を選任し、並びに罷免することは國民固有の權利であるという憲法十五條との關係からどうなるかということ、すなわち公安委員を國民の直接選挙にしないか、公選にしないかという理由。それから少くとも國家警察本部長官、あるいは警察官、市町村警察署長に對する人民の彈劾権あるいは召喚を認めなかつた理由、これが第二點、それから第三として、將來どうした警察の公務に従事する者に對しては、かつて特高警察あるいは憲兵、職業的な軍人、こうしたものに關した者を一切排除するというようなことを特に本法中に規定しなかつた理由。それから第四點として、この警察法については、機構の點については説明があるけれども、警察官に従事している者に對する生活給の制度、あるいは労働時間の制度、あるいは警察官の團體交渉、あるいは團結の確立というような點について全然規定がない。いわゆる警察官吏、殊に下級警察官吏の生活問題について何らの規定がなされてない。この四つの點について政府側の御説明を願ひたいと思ひます。

○久山政府委員 この國家公安委員の選定の方法は、まったく公務員法にある人事委員の選定に準じて、その資格要件なり選定の方法を規定したものであります。そういう方法によつて最も適切な公安委員が得られる。こういうことから本法に書いてあります

ような、總理大臣が國會の同意を得まして公安委員を任命するという形をとつておるのであります。それから市町村の自治體におきます公安委員については、彈劾の規定を附則で設けておるのであります。國家公安委員については、最高の權威である國會が同意をいたしました。總理大臣が任命をいたしました委員でありますので、これに對しては國會及び内閣總理大臣が、これを監督してゐるとは思ひます。その方面に行政を監察いたしまして、その方面によつてこれを彈劾と申しますか、罷免することができるとは思ひます。それからその任命いたしました總理大臣と同意をいたしました國會、この國家最高の權威をもちます機關にその罷免の權限を與えることによりまして、適正に公安委員の任務の執行ができるように規定をいたしておるのであります。それから特高警察に關するお尋ねであります。これが、これは特別にこの法律に何も規定をいたしておらぬのであります。これは一般の官吏の任命採用、その他いろいろの勅令等によりまして資格の問題は決定されておるのであります。一般の公務員法の規定によりまして、資格のある者のうちから選ぶということだけを本法は書いておるのであります。お尋ねのような事項につきましては、それ、所要の法規によりまして資格問題がおのずから決定をいたしておるのでありますから、ここに改めて取上げて書く必要を認めないのであります。それからいろいろ労働時間とか警察官の團結権とかいうふうな問題につきましても、これも一般の労働法規の定めるところに従うわけでありまして、特にこの警察の組織を定める法律

に特別に書く必要はないと考へておるのであります。

○林百郎君 國會に諮つて罷免することができるといふことになつていますが、たとえば最高裁判所のごときも、最高裁判所の判事を彈劾する權利が國會に與えられておる。ところがこれによりまして、彈劾する權利が内閣總理大臣の裁量にあるけれども、國會自身には與へられていないと思ひます。そういう點をあるいは人民自身——今政府委員の言われるように、かりに國會自身に與えらるという方法を設けなければ、内閣總理大臣の裁量に基いて公安委員の罷免が行われるということになつて、明らかに憲法十五條のいわゆる國民固有の權利を無視してゐるのじやないか、しかも最高裁判所は十年ごとに總選挙の際に、國民にその信任を問ふことになつておる。ところが公安委員も、また國家地方警察本部長官も、何ら國民の審査を経るという手續も経ておらないといふことになつていますが、この點の説明をお願いいたします。

○井手政府委員 國家公務員法の方に、おきまして同様の議論がございまして、國會の方の御修正を受けまして、公務員についての彈劾をする彈劾手續を定める法律は別途つくることになりまして、この彈劾の問題が近く法制化すると考へております。そのときにこの公安委員の委員のようなものにつきます。同様の制度が安富であれば、あるいはそれは多少の變革を加えてもおくべきであるというふうな研究が済みますれば、この點を十分に考へたいと思ひますが、今日のところはまだそういうところまで決

定いたしてありませんので、他に先がけましてはつきりという制度をつくるほどの考へは政府としては現在ございません。しかしわれわれとしまして憲法で言うところの、國民の公務員に對する進退についての權限というものを、十分尊重しなければならぬと考へておりますから、その機會に併せて十分に御趣旨に副うべく研究していただくことを考へております。

○林百郎君 そうすると、將來そういう考慮をめぐらす際には、私の希望としては、できる範圍において公選の方法を考慮されるということ、それから衆議院の選挙の際あるいは一定の時期に、國民の審査に附するやうな方法も考慮されたいといふことを希望しておきます。

それから次に、附則の第二條によりまして、公安委員の任期は、地方の公安委員はくじによつて一年二年三年、それから中央公安委員は一年二年三年四年五年となつておりますが、こうしてこの委員が固定化して、それによつて委員が特權化することを防止する規定がござります。ところが本案の第七條によりまして、委員の再任は認めるといふことになつておるのであるが、この一年、二年、三年、四年、五年というやうな、くじによつてそれらの固定化を防ぐといふ法案と、七條の再任を妨げないといふ法案との間には矛盾があると思ひますが、この點の説明をお願いいたします。

○久山政府委員 別に食い違ふところはないと思ひますが、最初五人の、あるいは三人の委員が毎年一人ずつ送つていつて、一度に全部送るといふことがない。だれか一人は繼續して

残つておるといふうないき方が、委員會の永續性と申しますか、委員會の權威を維持する方法であると考へますことと、その人の人物その他によりまして、適當な人の再任を妨げる必要はないのでありまして、再任が可能であるということと、一年ごとに任期を交代して送つていくということとの間に、そつういつたような矛盾は別にないように考へておるのであります。

○林田正卿　そうすると、一年二年三年というふうに、一人ずつ交代させるということとは、何のための交代でありますか。これはおそらく同じ人が、五人が五人とも五年間の任期を勤めるということによつて、そこに一種の特權化あるいは固定化ということが行われるから、毎年々々一人ずつ交代さす。しかし全部が一度に交代するということでは事務の引継ができないから、そこさせるものだと思う。そうしておきながら、また再任することを許すということになれば、一人の人が十年任期を勤めることができるというようになる。そうすると今政府委員の言われる一年ずつ交代させるということは、何のために設けた規定か説明願いたい。附則第二條です。

の久山政府委員 今林さんがおつしや
いましたような意味合で、一年ごとに
交代をしていくのでありますが、しか
し適當な人は、極端に申しますれば、
何年公安委員で職務を行なはして
も、それが一番望ましいわけでありま
して、適當な人がある年限によつて排
除するといふ意思は全然もつておらぬ
のであります。適當な人は繼續して何
年おやり願つてもいいのであります
が、制度といたしましては、全部が一

度に送ることなく一年ごとに交代をしていく、こういうことでありまして、適任者の繼續することを否定する意味はもつておらぬのであります。

○林百郎君 今の點は政府委員と私の方との見解の相違で、これはいつまでやつても仕方がないことでありますから、もう一點最後にお聴きたいことは、五十四條ですが、「市町村警察は、國家地方警察の運営管理又は行政管理に服することはない。これらの警察は、相互に協力する義務を負う。」とあるのでありますが、この市町村警察は都道府縣警察の運営管理または行政管理に服することがないということにしないと、市町村警察の自治體の獨自性というものが無視されるかと思うのであります。もと市町村警察が國家地方警察の運営管理または行政管理に服さないということになると、同時に都道府縣警察の運営管理並びに行政管理に服することがないということを一項入れないと十分でないと思うが、この點についてのお考えを伺いたい。

○久山政府委員 林さんのおつしやる通り、國家地方警察ということによりまして都道府縣警察も包含しておるのであります。

ということ、運営管理なり行政管理に服するということとの間には、別に關係はないのでありまして、これはもう純然たる技術的な、指紋とか手口とかいう鑑識上の問題でありますのでこれはどこかにまとめまして、そこで全體を利用するということにしなければ犯罪捜査等の確にいきませんので、こうやりますことと管理との關係は、そういう御心配のようなことはないと思ひます。

○林百郎君 それは五十四條の、警察は相互に協力し連絡する、これで十分足りると思うので、特に報告義務を課すという必要はないと思うのだが、その點について……。

○久山政府委員 もちろん相互に協力する義務がありまして、そのことによりまして全部報告をしていただけばそれでよいのでありますが、そのことをより明瞭にしめるために、報告する義務を、あらためて六十條で、犯罪の鑑識上必要な事項について書いておるのでありまして、これはこういうふうに明確にいたしておきませんと、一つでも二つでも抜けておきますと、全國的な犯罪捜査の運営を阻害するのであります、これだけは必ず義務と

して綱要に報告していただかなければならぬということでありまして、もちろん一般的に相互に協力するというところから出てまいることでありますけれども、特に問題が單なる協力をし合うという程度でなくて、全體の犯罪捜査の徹底を期するため、自治體として必ずこれだけのことは報告するといふ義務として特に明確にいたしましたのであります。

員外宮崎靖君から簡單に御質問の要求があります。御異議ありませんか
宮崎君。
○宮崎靖君 審議の中途で御迷惑と存じますが、決算委員會において、行政機構の改革に關します警察法については、合同審査の希望を申し入れたのであります。が、審議の都合上常委員會で單獨に御審議なさる、さような意味で決算委員會の責をふさぐ意味から相當量の質問をいたしたいと思ひまして、上程第一目に伺つたわけでありすが、審議の都合で今日まで質問の機会がなかつたのであります。しかしお尋ねしたいと思ひましたことの數々は、もうすでに各委員の方々によつて論議し盡されておると思ひます。きわめて事務的な簡單なことを一、二お伺ひいたしました。決算委員としての一應の責任を果したいと存じております。
第一番に伺ひたいことは、この警察法を制定實施するということの豫告的の發表が、あまりに早く世上に傳わりましたために、しかもそれが新聞紙といわず、あるいはラジオといわず、はなはだしきにいたつては、あたかも國會を通過して法としての效力を發生したかのようにまで宣傳流布せられました關係上、現在の警察官吏の思想に與える影響がはなはだ甚大であります。おそらく警察官の個々の胸を打つてみますならば、彼らは現在自己の職責に誠をいたそうなどは考えておらないような、實に憂慮すべき事態になつております。ときあたかも年末の犯罪頻發の時期にあたつておるのであります。て、この國會の權限をむしろ無視したような先走つた宣傳が、現在の警察官

て、御當局はいかなる收拾對策をお進めになつておるか、この點を御明示願いたいと思います。

○久山政府委員　法案が大體決定をいたしましたして國會の方に提出をいたすことになりました機會に、併せてその概要を新聞紙に發表をいたしましたのでありますが、これはただいまのようなお話がございますけれども、實は發表として正式にいたしました中でも、いろいろ傳へ聞きまして揣摩臆測をいたした、かえつて不安動搖があることを慎れたのでありまして、むしろ法案が決定をいたしました機會に、その概要を事前に警察官はもちろん、一般の國民によく知つていただく、そうしてそれに對して十分なる心構えをもつていただくということが、この畫期的な制度の運営を圓滑ならしめます上に必要であると考えまして、さようにいたしましたのでありまして、これを發表いたしましたことによりまして特に不安動搖を増しておるとは思いませんので、むしろ發表せずにおろす方が、かえつていろいろの不安が豫想いたされるのでありまして、發表と同時に各警察の幹部において十分その精神を傳えますとともに、いかなる制度になりましようとも、治安を維持するといふその責任については、厳正に職務の執行にあたるべきことを通達をいたしましたような次第でありまして、事前に發表いたしましたのは、まったくそういう意味合でありまして、ただいま御質問がございましたけれども、そうした方がやはりその當時としてはよかつた、かように考えたのであります。

○宮幡靖君　警保局長さんの御説明は

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

不安な状態にない、かような前提のもとにお話でございますが、事實われわれが接觸しておりますあらゆる面において、警察官の心理状態は動揺しておることはおおいがたい事實であります。この點をないという前提の御説明であります、議論にわたるようではありませんが、いささか意見の相違だ、見解の相違だというだけでは片づけられないと思ひます。もと／＼御通達趣旨が、下々の警察官に傳わります響きというものは、上部で期待したようにのみ響いております。民情は必ずしも平らかでないでありますから、この際特に警察法なるものの九十日内の實施によりまして、現在の警察官の身分が危ぶまれたり、あるいはかつこの地位から轉落したりするといふようなことは一切ないといふ、一つの安心を與える注意こそ必要ではなからうかと考えます。もちろん意見の相違、見方の相違については、委員會において私議論をしたくないと思ひます。ただ警察局長さんの、不安がないという前提は、あまりに斷定にすぎているのではないかと存するわけがあります。この際年末の犯罪の頻發の時期を控えておるのでありますから、もう少し大乗的に國民の財産と生命を保護する警察本來の立場に立返えられまして、何らかもつと萬全の手を打つべきではないか、かように考へておるわけでございます。

○久山政府委員 全然不安心がない、動揺がないというわけではないのであります。もちろんこゝろ、靈動的な制度の変更でありますので、それ／＼がやはり自分の一身上のことを考へていろいろ／＼心配していることを考へるということは、これはもう人情のしかるところ、ある程度やむを得ないことであらうと思ひますが、ちやうど時期が歳末等とぶつかつてまいりまして、いろいろの犯罪などに對する措置等につきましても、そういう面から能率が落ちるといふことがあつては、はなはだ申譯ない次第でありますけれども、そういう點につきましても、よく新しい制度の趣旨を徹底いたさせまして、こゝろの制度ができることによつて何ら自分の一身上について不安を起す必要はない、むしろこゝろの制度によつてほんとうに新しい警察が確立されて、これによつてほんとうの自治的な、國民と一體となつた警察ができるという方向へ、みづからがまず氣持を變えて進むといふことでいろいろ話をしておるのであります。もちろん多数の警察官の中でありまして、それ／＼多数の自治體の警察がでることがあり、またそこに公安委員が新しく選任せられまして、それが警察幹部の人選等をいたすのでありますから、そういうことを中心といたしましていろいろの動揺がありますこと、こゝろの制度の實施に伴います過渡的な事情としてやむを得ないのであります、ただいま申しましたような趣旨をもつて、できるだけそういうことに伴う不安、動揺のないように、趣旨をよく了解してもらふように努めておるやうな次第であります。

○宮崎靖君 警察局長の御説明は了解いたしました。ぜひさうな御手配をお願いしたいと存じます。

次にこゝ事務的なことを一、二お伺ひいたします。第五條に職業的公務員という言葉が使われておりますが、われわれはと申しますか、日本國民全部と言つた方があるいはあたるのかも知れませんが、久しい間獨佛系の立法によつて關聯されてまいりました關係上、英米式の抽象的な言葉はなか／＼解釋がつかないのであります。そこで職業的公務員の範圍、ないしは非職業的公務員とはどんなものであるかといふことを、具體的に御例示をお願いしたいと思います。

○久山政府委員 職業的公務員の内容であります、要するに俸給を官公廳からもらひまして、職業としてそこに勤めておつた者、こゝろのことでありまして、非常な廣い範圍になるのであります。一々どういふものといふふうに今あげますよりも、さういつた言葉で大體具體的には明瞭になるのではないかと思ひます。俸給をもらつて職業として官公廳に職を奉ずる者、こゝろのことでありまして、いわゆる官公廳の役人、公吏、それから嘱託といふふうな者にいたりまして、とにかくその性質が給料をもらつて職業としてやつておつた場合は、それがすべてはいふところ、非常に廣い意味に解釋すべきものだと思ひます。

○宮崎靖君 それでは實際問題として疑義のある場合には、職業的公務員であるかどうかといふことを豫備的に考へてやる、かようなことがよろしいと思ひますが、……議事の進行を妨げてはいけませんから、それでは職業的公務員の定義については、後ほど御當局から、短文で結構であります、委員に對して資料と説明書をいたしたかと思ひます。それをもつてこの質問を打ち切ります。

もう一つ、これは簡單であります。が、五十四條の點については林百郎君からも質問がありました、私の趣旨とは違つておりますけれども、長くなつて御迷惑でありますから省略しまして、第四十二條と附則第八條についてこゝ事務的な質問をいたしますが、四十二條には、「自治體警察に要する經費は當該市町村の負擔とする」とありますが、附則の第八條におきましては、「市町村警察に要する費用は地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負擔する」とあります。四十二條の場合には經費といふ字句を使つてありまして、第八條の場合には費用といふ字が使つてあります。これは同じ意味でございますか、それとも經費とよぶものと費用とよぶものの範圍に相違があるのでございましょうか、これは運営の實際について相當の影響があると思ひますので、一應御所見を伺いたしたいと思います。

○久山政府委員 それはまったく同じ意味であります。

○宮崎靖君 そういふ場合には、これは立法上の問題で、あえてこれを修正しなければならぬといふ問題は本委員會の權限でありまして、委員外のわれわれが申すべきことではありませんが、こゝろのまぎらわしい字句は何とか調整していただいた方がよいと思ひます。この點でぜひ疑義を盡きまして、國家が負擔すると言ひながら、地方の負擔が重くなるのではないかといふ點にかなりの疑問が残されると思ひます。どうか、こゝろの點は進んでひとつ、同じ意味でしたら同じ言葉をお使い願ひたいと思ひます。以上

をもつて質問を終ります。

○林百郎君 私の質問のうち、やはり先ほどの委員からも御説明がありましたが、できるなら書面で結構ですが、警察官に對する給與體制、あるいは労働體制、あるいは國庫交付の關係、こゝろのものはすべて労働立法では、警察官だけは全部例外になつておると思ひます。特に警察官だけ入れてある労働條件の労働立法があつたら、書面で結構ですから示していただきたい。

それから憲法第十五條と罷免權の問題、この點もこの法案が憲法違反の謗りを受けないやうに、慎重な御考慮を願ひたいという希望を申し上げておきます。

○坂東委員長 これにて質疑は全部終了いたしました。かく認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○坂東委員長 御異議ないものと認めます。次は來る二十四日曜日前午十時から開きまして、討論採決に入ります。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後一時二十一分散會

昭和二十三年一月九日印刷

昭和二十三年一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局